

令和3年9月 社会保険研究所

## ■育児休業給付に関する被保険者期間の要件が一部変更(令和3年9月)

- 育児休業給付金の被保険者期間の要件が令和3年9月から次表のとおり一部変更となりました。これにより、これまで要件を満たさなかった場合でも、勤務開始後1年程度で産休に入った方などが支給の対象となる可能性があります。

原則の育児休業給付の被保険者期間	
改正前	育児休業開始日を起算点として、その日前2年間に賃金支払基礎日数（就労日数）が11日以上*1ある完全月が12か月以上あること。
追加 ↓	
改正後	被保険者期間において上記要件を満たさないケースでも、 <b>産前休業開始日等*2を起算点として、その日前2年間に賃金支払基礎日数（就労日数）が11日以上*1ある完全月が12か月以上ある場合には</b> 、育児休業給付の支給に係る被保険者期間要件を満たすものとする。
*1 11日以上が12か月ない場合、完全月で賃金支払基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として算定する	
*2 産前休業を開始する日前に子を出生した場合は「当該子を出生した日の翌日」、産前休業を開始する日前に当該休業に先行する母性保護のための休業をした場合は「当該先行する休業を開始した日」を起算点とする	

- この制度改正により、次表のとおり本書の一部を修正します。

対象書籍：令和3年1月版（初刷）		
場所	現行	修正
75頁「Q2」	(1) ②育児休業を開始した日の前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月が12か月以上*3あること	(1) ②育児休業を開始した日（もしくは産前休業開始日等*5）の前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月が12か月以上*3あること ※5 産前休業を開始する日前に子を出生した場合は「当該子を出生した日の翌日」、産前休業を開始する日前に当該休業に先行する母性保護のための休業をした場合は「当該先行する休業を開始した日」。
※下線は変更箇所		